

○江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成16年12月15日

規則第64号

(趣旨)

第1条 この規則は、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年12月江東区条例第30号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 区長又は区教育委員会（以下「区長等」という。）は、条例第2条に規定する指定管理者の募集においては、江東区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等、必要な措置を講じるものとする。

(法人等の要件)

第3条 条例第2条に規定する法人その他の団体、条例第3条第2項の規定により引き続き指定する指定管理者又は条例第6条第1項の規定により選定する指定管理者の候補者は、施設を管理するに当たって必要な資格、免許等を有しているもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。ただし、団体の法人格の有無は問わない。

- (1) 民法上の行為能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本区における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けた日から起算して2年を経過していない者
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、自治法第92条の2、同法第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
- (6) 国税又は地方税を滞納している者
- (7) その他区長等が必要と認める事項

(平17規則66・平26規則35・令5規則66・一部改正)

(指定の申請)

第4条 条例第4条に規定する指定の申請は、指定管理者指定申請書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
 - ア 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - イ 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
 - ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに相当する書類
 - エ 国税及び地方税の納税証明書（募集要項の配布開始日以降に交付されたもの。）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を証明する書類
 - ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。）
 - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ。）
 - ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を新たに開始する団体のみ。）
 - エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

- (5) その他区長等が必要と認める書類

(選定評価委員会の設置)

第5条 指定管理者の選定及び評価を公平かつ適正に行うため、江東区公の施設に係る指定管理者選定評価委員会を置く。

(平23規則36・一部改正)

(選定結果の通知)

第6条 条例第7条による通知は、指定管理者選定通知書（別記第2号様式）

又は指定管理者不選定通知書（別記第3号様式）によるものとする。

（再度の選定の手続）

第7条 区長等は、条例第8条の規定により選定を取り消すときは、当該指定管理者の候補者に、指定管理者選定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 区長等は、条例第8条の規定により再度の選定を行ったときは、新たに選定された指定管理者の候補者に、指定管理者再選定結果通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

（議会の議決事項）

第8条 条例第9条第1項に規定する議会の議決に係る事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる施設の名称
- (2) 指定管理者となるべき団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定期間

（平17規則66・一部改正）

（指定書の交付）

第9条 区長等は、条例第9条第2項の規定による告示後、速やかに指定管理者指定書（別記第6号様式）を交付するものとする。

（協定事項）

第10条 条例第10条の規定により締結する公の施設の管理に関する協定事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理業務
- (2) 指定期間
- (3) 行政処分等の権限を含む業務の範囲
- (4) 使用料の扱いを含む金銭収受の条件
- (5) 事業報告に関する事項
- (6) 本区が支払うべき管理費用に関する事項
- (7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (8) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(9) 施設の維持管理の条件

(10) その他必要な事項

(指定の取消し等)

第11条 区長等は、条例第12条の規定により指定を取り消し、又は管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、指定取消書（別記第7号様式）又は業務停止命令書（別記第8号様式）により行うものとする。

(行政処分権限の代行)

第12条 区長等は、指定管理者に各公の施設の設置条例が定める使用許可、使用の取消し、及び施設内の秩序等に関する区長等の行う行政処分を行わせることができるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項については、行わせることができない。

(1) 使用料等の強制徴収に関すること。

(2) 公の施設の目的外使用に関すること。

(3) 法令により区長等のみが行うことができる権限に関すること。

(権利処分に対する審査請求)

第13条 指定管理者が行った施設を利用する権利に関する処分についての利用者の審査請求は、区長に対して行うものとする。

(平23規則36・平28規則54・一部改正)

(委任)

第14条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第54号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第66号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第4条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

江東区長(江東区教育委員会) 殿

法人・団体名
法人・団体所在地
代表者氏名

印

公の施設に係る指定管理者の募集について、下記のとおり申し込みます。

記

1 施設の名称及び所在地

2 提出書類

- (1) 申請資格を有していることを証する書類
- (2) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 経営状況を証明する書類
- (5) その他区長等が必要と認める書類

別記第2号様式(第6条関係)

文 書 番 号
年 月 日

指 定 管 理 者 選 定 結 果 通 知 書

(あて先) 様

江東区長(江東区教育委員会) 印

年 月 日付で申請のあった公の施設に係る指定管理者の選定について、
貴法人(団体)を選定することとしましたので、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手
続等に関する条例第7条の規定により通知します。

記

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 指定期間
- 3 管理業務の範囲
- 4 その他

指 定 管 理 者 不 選 定 通 知 書

(あて先) 様

江東区長(江東区教育委員会) 印

年 月 日付で申請のあった公の施設に係る指定管理者の選定について、
貴法人(団体)を選定しなかったので、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関
する条例第7条の規定により通知します。

記

1 理由

2 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長(江東区教育委員会)に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長(江東区教育委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

指定管理者選定取消通知書

(被選定者) 様

江東区長(江東区教育委員会) 印

年 月 日付(文書番号)で通知した公の施設の指定管理者の選定について、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条の規定により、指定管理者の選定の取消を通知します。

記

1 理由

2 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長(江東区教育委員会)に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長(江東区教育委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第5号様式(第7条関係)

文 書 番 号

年 月 日

指定管理者再選定結果通知書

(被選定者) 様

江東区長(江東区教育委員会)

印

年 月 日付で申請のあった公の施設に係る指定管理者の選定について、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条の規定により、再度の選定を行った結果、下記のとおり貴法人(団体)を指定管理者に選定したので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

4 その他

別記第6号様式(第9条関係)

指定管理者指定書

(文書番号)

法人・団体名

法人・団体所在地

代表者氏名

年 月 日付で申請のあった指定管理者の指定申請について、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第9条第1項の規定により下記のとおり指定します。

年 月 日

江東区長(江東区教育委員会)

印

記

1 施設の名称及び所在地

2 指定期間

3 管理業務の範囲

別記第7号様式(第11条関係)

文 書 番 号
年 月 日

指 定 管 理 者 指 定 取 消 書

(被選定者) 様

江東区長(江東区教育委員会) 印

年 月 日付(文書番号)で指定した公の施設の指定管理者の指定について、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第1項の規定により、指定管理者の指定を取り消します。

記

1 理由

2 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長(江東区教育委員会)に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長(江東区教育委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第8号様式(第11条関係)

文 書 番 号
年 月 日

指定管理者業務停止命令書

(被選定者) 様

江東区長(江東区教育委員会) 印

指定管理者業務の停止について

年 月 日付(文書番号)で指定した本区の公の施設の指定管理者業務について、江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第12条第1項の規定により、下記のとおり業務の全部・一部を停止することを命じます。

記

1 業務停止の内容

2 業務停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 業務停止命令の理由

4 教示

- (1) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、江東区長(江東区教育委員会)に対して審査請求をすることができます。
- (2) この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、江東区を被告として(訴訟において江東区を代表する者は江東区長(江東区教育委員会)となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記第1号様式（第4条関係）

（平23規則36・一部改正）

別記第2号様式（第6条関係）

（平23規則36・平28規則54・一部改正）

別記第3号様式（第6条関係）

（平23規則36・平28規則54・一部改正）

別記第4号様式（第7条関係）

（平23規則36・平28規則54・一部改正）

別記第5号様式（第7条関係）

（平23規則36・平28規則54・一部改正）

別記第6号様式（第9条関係）

（平23規則36・一部改正）

別記第7号様式（第11条関係）

（平23規則36・平28規則54・一部改正）

別記第8号様式（第11条関係）

（平23規則36・平28規則54・一部改正）